

議第54号

袋井市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について

袋井市中小企業及び小規模企業振興基本条例を次のとおり制定する。

令和6年8月26日提出

袋井市長 大場規之

袋井市中小企業及び小規模企業振興基本条例

袋井市は、米と茶と温室メロンを主体とする農業中心の構造から恵まれた立地条件や豊富な労働力を背景に、先進的な技術を有する多種多様な企業が立地し、農業と工業と商業の調和がとれた産業構造へと転換が進み、住み良い田園都市へと発展してきた。

そのような中で、本市の中小企業及び小規模企業は、多様な事業活動を通じて地域経済の持続的な発展を支える中心的な役割を果たし、雇用機会の創出や消費行動などの経済活動のほか、まちづくりや災害対応などにおいて地域社会に貢献するなど、市民生活の向上に大きく貢献してきた重要な存在である。

しかしながら、近年の急速な少子高齢化と人口減少、労働力や後継者不足が進行し、さらには、デジタル技術の進展や脱炭素化などにより、社会や経済情勢は大きな転換期を迎えており、中小企業及び小規模企業を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況の中、本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、中小企業及び小規模企業の持続的な成長発展が不可欠であり、まずは企業の自主的な努力を基本とし、企業が成長し、飛躍できる環境を地域全体で連携及び協力して整備することが重要である。

ここに、中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の持続的な発展と活性化につながることを明らかにし、もって市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の振興に関し、基本理念を定め、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、地域経済の持続的な発展と市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体 中小企業相談所、商工会議所、商工会その他中小企業等に対する支援を行う団体をいう。
- (4) 中堅企業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中堅企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 大企業 中小企業、小規模企業及び中堅企業以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関等 銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者及び信用保証協会をいう。
- (7) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校であつて、市内に設置されたものをいう。
- (8) 大学等 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関をいう。
- (9) 労働団体 労働条件の維持改善、労働者の福利厚生その他労働者の地位及び福祉の向上を目的として組織された団体であつて、市内又は近隣市町に事務所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 中小企業等の自らの創意工夫や自主的な努力により事業活動が促進されること。
- (2) 中小企業等の活力が最大限発揮され、環境の変化に対応し発展を継続できる強い企業の育成及び未来に向かって新たな価値を生み出す企業の創出が図られる環境を促進

していくこと。

(3) 中小企業等は、地域経済の発展、雇用の創出等に寄与し、もって市民生活の向上に大きく貢献する重要な役割を果たしていることを認識すること。

(4) 中小企業等を中心に、市をはじめ、中小企業支援団体、金融機関等、学校、大学等、大企業、中堅企業及び労働団体（以下「関係団体」という。）並びに市民がそれぞれの責務、役割等について相互に理解を深め、主体的に連携し協力が図られること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念に基づき関係団体と連携し、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、施策の実施に当たっては、関係団体と連携し、中小企業等の実態を把握するとともに、施策に反映するよう努めるものとする。

3 市は、施策の実施に当たっては、中小企業等、関係団体及び市民の相互理解を促すため、中小企業等の振興に関する情報の発信に努めるものとする。

（中小企業支援団体の責務）

第5条 中小企業支援団体は、中小企業等の振興に関する施策の実施において、中小企業等の事業活動を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 中小企業支援団体は、中小企業等の実態や取り巻く状況等を把握し、その事業活動に必要な情報を発信するとともに、市及び関係団体と連携及び協力して中小企業等の振興に取り組むよう努めるものとする。

（中小企業等の努力）

第6条 中小企業等は、経済的社会的な情勢の変化に対応し、その事業の持続的な成長と発展を図るため、自ら意欲を持ち、創意工夫を重ね、経営力の向上及び革新に努めるものとする。

2 中小企業等は、地域における雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の充実、就労形態の多様化、仕事と生活の調和に取り組むよう努めるとともに、多様性に配慮した働きやすい職場環境の促進に努めるものとする。

3 中小企業等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を通じて、地域社会の活性化に資するよう努めるものとする。

4 中小企業等は、持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮した事業活動に取り組むよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業等の資金調達の円滑化に係る支援その他の経営の向上のための支援を行うよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市及び関係団体が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校及び大学等の役割)

第8条 学校は、教育活動を通じて、中小企業等の振興が市民生活の向上に果たす役割への理解を促すとともに、健全な職業観や勤労観の醸成を図り、次代を担う人材の育成に努めるものとする。

2 大学等は、中小企業等の技術課題の解決及び研究開発を促進するための支援並びに中小企業等の振興に資する人材の育成に関して協力するとともに、市及び関係団体が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業及び中堅企業の役割)

第9条 大企業及び中堅企業は、自らの事業活動を行う上での中小企業等の重要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、中小企業等と連携するとともに、中小企業等との取引の適正化に努めるものとする。

2 大企業及び中堅企業は、市及び関係団体が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(労働団体の役割)

第10条 労働団体は、中小企業等における労働環境の改善に関する活動等を行うことにより、地域社会における労働者の更なる地位の向上に貢献するよう努めるものとする。

2 労働団体は、市及び関係団体が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第11条 市民は、中小企業等の振興が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に果たす役割を理解し、中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として、地産地消の取組をはじめ、市内において生産され、製造され、加工され、及び販売される商品の購入並びに提供されるサービスの利用等に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第12条 市は、関係団体と連携を図りながら、第3条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業等の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- (2) 創業及び円滑な事業承継を促進すること。
- (3) 商品及びサービス並びに役務の開発や多様な販路拡大を促進すること。
- (4) 情報通信技術等の活用を促進すること。
- (5) 革新的なアイデアや独自性で新たな価値を生み出し、新たな事業の創出を促進すること。
- (6) 人材の確保及び育成を促進すること。
- (7) 多様な人材が働きやすい労働環境の促進及び労働者福祉の向上を図ること。
- (8) 次代を担う若者の職業観や勤労観の醸成を図ること。
- (9) 円滑な資金調達を促進すること。
- (10) 企業誘致及び企業立地を推進すること。
- (11) 特色ある地域資源を生かした地域内の経済循環を促進すること。
- (12) 災害時等における事業継続の支援を図ること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、中小企業等の振興を推進すること。

(財政上の措置)

第13条 市は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(受注機会の増大)

第14条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業等の受注機会の増大に努めるものとする。

(小規模企業の特성에応じた支援)

第15条 市は、小規模企業がその特성에応じた持続的な発展を図るため、必要な施策を実施するものとする。

(意見の聴取)

第16条 市は、中小企業等の振興に関する施策の実施に当たっては、その施策を効果的に推進するため、必要に応じて中小企業等及び関係団体の意見を聴くものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。